工事監理に当たる者については、これを兼務することはできないもの（特許工法等自社施工管理が必要な工法等はその部分について自社工事監理を可。）とする。また、資本関係若しくは人的関係において関連がある場合も同様とする。

①　設計に当たる者は、以下の要件を満たすこと。

ア　文部科学省における令和３・４年度設計・コンサルティング業務に係る一般競争参加資格の認定を受けている者（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争入札参加資格の再認定を受けていること。）であること。

イ　経営状況が健全であること。

ウ　不正又は不誠実な行為がないこと。

エ　「建築士法」（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

オ　平成18年度以降に担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として、下記ａ・ｂに示す各担当業務に従事し当該業務が完了した新営建物の設計の実績を有する管理技術者（※１、担当分野を問わない。）及び主任担当技術者（※２、建築分野・構造分野・電気設備分野・機械設備分野）を配置できること（※３）。なお、同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することを妨げるものではない。海外の実績についても条件を満たしていれば実績として認めるものとする。また、記載を求める管理技術者及び各主任担当技術者は、原則としてそれぞれ１名であること。ただし、参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時点において、管理技術者及び各主任担当技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認申請書を提出することは差し支えないが、いずれの候補者についても下記に示す設計の実績を有していなければならない。

ａ　建物用途　学生寄宿舎、宿舎（集合住宅を含む。）、宿泊施設、研修施設（宿泊施設を有するものに限る。）

ｂ　建物規模　鉄筋コンクリート造等（ＳＲＣ造、ＲＣ造、Ｓ造）延べ面積2,000㎡以上（管理技術者は、担当分野を問わない。主任担当技術者は、建築分野・構造分野・電気設備分野・機械設備分野の各担当業務）

②　建設に当たる者は、以下の要件を満たすこと。

ア　文部科学省において建築一式工事の一般競争参加者の資格を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した令和３・４年度の点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が建築一式工事1,050点以上であること。ただし、建築一式工事に当たる者が複数ある場合は、うち１社が満たせばよいこととし、その他の者は800点以上とする。ただし、競争参加資格確認申請書を提出する際に同認定通知書を受領していない者は、平成31・32年度に係る同認定通知書の写しを提出し、上記の点数を満たしていることを示す令和３・４年度に係る同認定通知書を受領したときは、速やかに同認定通知書の写しを提出すること。なお、上記の点数を満たしていることを示す平成31・32年度に係る同認定通知書の写しは、入札書提出期限までに提出するものとし、期限までに同認定通知書の写しを提出しなかった入札参加企業又は入札参加グループの入札は無効とする。

イ　提案内容に対応する「建設業法」（昭和24年５月24日法律第100号）の許可業種につき許可を有しての営業年数が５年以上ある者であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取扱うことができるものとする。

ウ　平成18年度以降に元請として、下記ａ・ｂに示す各担当工事を実施し、完成・引渡しが完了した新営工事の施工の実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。なお、複数の者で実施する場合には当該複数のすべての者が要件のすべてを満たすこと。

ａ　建物用途　学生寄宿舎、宿舎（集合住宅を含む。）、宿泊施設、研修施設（宿泊施設を有するものに限る。）

ｂ　建物規模　鉄筋コンクリート造等（ＳＲＣ造、ＲＣ造、Ｓ造）延べ面積2,000㎡以上（建築一式工事・電気工事・管工事の各担当工事（電気工事・管工事については、建築一式工事における実績を含む。））

※ａ・ｂに示す要件を同時に満たす建設工事における、施工実績（企業）が必要となる。

エ　建築一式工事において、以下に示す要件を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。当該専任で配置する者は、建設業許可の際に設置した本社、支店及び各営業所等に配置した専任の技術者ではないこと。なお、記載を求める監理技術者又は主任技術者は、原則としてそれぞれ１名であること。

ａ　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、１級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣若しくは建設大臣が１級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者をいう。

ｂ　平成18年度以降に元請として、２⑴３）②ウのａ・ｂに示す基準を満たす新営工事に従事し、完成・引渡しが完了した新営工事の施工の実績を有する者であること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

※２⑴３）②ウのａ・ｂに示す要件を同時に満たす建設工事における、施工実績（技術者）が必要となる。

ｃ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

③　工事監理に当たる者（「建築基準法」（昭和25年５月24日法律第201号）第５条の４第２項の規定に基づき置くものとする。）は、以下の要件を満たすこと。

ア　２⑴３）①アに同じ。

イ　２⑴３）①イに同じ。

ウ　２⑴３）①ウに同じ。

エ　２⑴３）①エに同じ。

オ　平成18年度以降に担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として、下記ａ・ｂに示す各担当業務に従事し当該業務が完了した新営工事の工事監理の実績を有する管理技術者及び主任担当技術者（建築分野・構造分野・電気設備分野・機械設備分野）を配置できること。なお、同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することを妨げるものではない。海外の実績についても条件を満たしていれば実績として認めるものとする。また、記載を求める管理技術者及び各主任担当技術者は、原則としてそれぞれ１名であること。

ａ　建物用途　学生寄宿舎、宿舎（集合住宅を含む。）、宿泊施設、研修施設（宿泊施設を有するものに限る。）